

【用語の解説】

農林業経営体	<p>農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。</p> <p>(1) 経営耕地面積が 30 a 以上の規模の農業</p> <p>(2) 農作物の作付面積又は栽培面積，家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数，その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業</p> <ul style="list-style-type: none">・露地野菜作付面積 : 15 a(アール)・施設野菜栽培面積 : 350 m²(平方メートル)・果樹栽培面積 : 10 a(アール)・露地花き栽培面積 : 10 a(アール)・施設花き栽培面積 : 250 m²(平方メートル)・搾乳牛飼養頭数 : 1 頭・肥育牛飼養頭数 : 1 頭・豚飼養頭数 : 15 頭・採卵鶏飼養羽数 : 150 羽・ブロイラー年間出荷羽数 : 1,000 羽・その他 : 調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模 <p>(3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く）を行うことができる山林（以下「保有山林」という）の面積が 3 ha 以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前 5 年間に継続して林業を行い，育林若しくは伐採を実施した者に限る）</p> <p>(4) 農作業の受託の事業</p> <p>(5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし，素材生産については，調査期日前 1 年間に 200 m²以上の素材を生産した者に限る）</p>
農業経営体	農林業経営体のうち，(1)，(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
林業経営体	農林業経営体のうち，(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
個人経営体	個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお，法人化して事業を行う経営体は含まない。
主業経営体	農業所得が主（世帯所得の 50%以上が農業所得）で，調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

準主業経営体	農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
副業的経営体	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。
団体経営体	個人経営体以外の経営体をいう。
法人経営体	農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。
経営耕地	調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地の取り扱い方

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、すべて借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕地を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。
なお、「また小作」している耕地も、「また小作している者」の経営耕地（借入耕地）とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、官公有地内等で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、すべてその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意す

る必要がある。

耕地の取り扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる）、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはしなかった。
- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。
- (4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。
なお、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。ただし、農地法第43条に基づきコンクリート床など転換した農地は耕地とした。
- (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。
なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。
- (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。
- (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした。（刈敷程度は肥培管理とみなさない）

農家

調査期日現在で、経営耕地面積が10a(アール)以上の農業を行う世帯又は調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上の規模の農業を行う世帯をいう。

販売農家

経営耕地面積が30a(アール)以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

自給的農家

経営耕地面積が30a(アール)未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

所有山林

実際に所有している山林をいう。

なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林を含む。

また、共有林などのうち、割り替えされない割地（半永久的に利用できる区域）があれば、それも含めた。

貸付山林

所有山林のうち、山林として使用するため他者が地上権の設定をした山林，他者に貸し付けている土地又は分収（土地所有者と造林者が異なり，両方で収益を分配するもの）させている山林をいう。

借入山林

単独で山林として使用するため地上権を設定した他人の山林，他者から借りている山林又は分収している山林をいう。

また、共有林などのうち、割り替えされる割地があれば、それも含めた。

保有山林

自らが林業経営に利用できる（している）山林をいう。

保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林